

損害保険商品の変遷

～自由化・大震災などの

外部環境の激変を経て～

上席専門職 渡部 英洋

はじめに

1. 当初の画一商品・料率の背景
2. 自由化による細分化・複雑化
3. 商品複雑化の要因
4. 不払問題後の対応—分かりやすさ追求と補償体系の再整理—
5. 合理的な補償志向対応と事業費削減策
6. 自動車分野の損害率改善対策と今後の方向性
7. 新規リスク・未開拓分野への展開

おわりに

はじめに

損害保険業界の特徴としてまず挙げられるのは、戦後、合法化されたカルテルのもとで、全社が画一の商品・料率を提供する業界であり続けた点であろう。このいわゆる護送船団業界にとって、保険の自由化はビジネスモデルを根本から変化させるものとなり、料率・商品そのものの競争も繰り広げられ、多様な商品が誕生することとなった。

この開発競争が、商品を複雑化し、消費者に留まらず、営業現場・代理店にとっても難解さが増し、保険金不払問題の要因となったことは周知のところである。

周辺環境に目を転じると、昨今の少子高齢化・経済の停滞は、損保業界にも多大な影響をもたらしている。損害保険は「偶然の事故によって生ずる『損害』をてん補する」保険であり、損害が発生する経済的利益の存在が保険契約締結の前提となるのであり、これらの環境変化は、その保険の対象（市場）そのものの縮小につながることを意味する。

この現状を打開するため、未開拓の分野とされる主に企業向けを中心とした新種保険分野や第三分野（実損てん補を必須要件としない）の商品開発が進展するとともに、市場展開としては海外進出に重点を置く経営戦略が顕著となってきた。

既存商品分野においても分かりやすさやIT化の進展を踏まえた手続きの簡便化等により、顧客の目線重視の商品展開がとられてきているが、そのような状況下において、東日本大震災が発生した。損害保険業界は、地震保険分野は勿論のこと、消費者との関係、あるいは国民経済全体との新たな関係のあり方が問われる段階に至っているといえよう。

そのような視点から、商品展開の現状等を述べるにあたり、まず自由化以前からの損害保険商品の推移の概要をふり返ることとする。

1. 当初の画一商品・料率の背景

戦後の1947（昭和22）年に、自由経済への変革のもと、独占禁止法が制定されたが、「高

い公共性」や「事後的に支出が確定する」という損害保険の特殊性が考慮され、同年に制定された適用除外法により、損害保険に関しては独占禁止法の適用除外が認められた。損害保険においては生命保険分野と異なり、「原価」が見え難く、過当競争に陥りやすい特性があり、かつてのダンピング競争による弊害の教訓もあったとされる。

翌1948（昭和23）年には「損害保険料率算出団体に関する法律」が制定され、損害保険料率算定会が設立され、その後数次の法改正を経て、算定会会員である各損害保険会社は算定会料率を遵守する義務が明確に法定化されるに至り、その体制は半世紀近く続くこととなった。

※ 当初から家計向けの主要種目であった火災保険においても例外ではなく、基幹商品について遵守義務があったが、これは当初の火災リスクを中心とした補償から拡充し、総合補償化を具現化した1961（昭和36）年発売の住宅総合保険においても同様であり、多数の会社が自然災害・費用損害等を全く同一の内容で補償する形態が当然のこととして継続した。

このことは特に自然災害等多岐に補償対象が及ぶようになり、長期に亘る大量の経験統計や高度な数理技術が保険商品設計の上で求められ、一方でリスクマネジメントや保険の専門知識に乏しい一般個人消費者に対して、確実な補償を提供する体制を整え、安心して消費者が購入できるという視点から不可欠であるとの認識が一般的であったことによるものといえる。

2. 自由化による細分化・複雑化

その後、経済成長・リスクの多様化に対応し、「総合補償化」や「積立保険」の開発など、業界共通での商品改定がなされてきたが、状

況が一変したのが1990年代からの金融ビッグバンや日米保険協議であった。競争促進のため1998（平成10）年に算定会料率の遵守義務は廃止され、算定会は、保険金に充てる「純率」部分については、遵守義務のない「参考純率」を算出するようになり、販売経費に充てる部分の「付加率」は個々の保険会社が独自に算出することとなったため、各社の経営努力が直接的に料率に反映することになった。

これにより、各社が独自の商品開発・料率算出を行うようになり、さらに1999（平成11）年には従来の「事前認可制」から、企業分野について普通保険約款も含めて「届出制」に移行、2002（平成14）年には家計分野も届出制に移行した。

このような経緯から各社独自商品が相次いで発売され、多様なニーズに応えるべく、補償内容・費用給付範囲等が細分化されることとなった。このことが消費者にとっては複雑な体系となり、社会問題化した保険金不払問題の大きな要因となるとともに、さらに火災保険独自の問題としての構造区分認定誤り・割引不適用による保険料過徴収の問題が生じる素地にもなった。

3. 商品複雑化の要因

商品が複雑化した理由を端的に言うならば、自由化前後を問わず共通的な事情として、収益確保が不可欠であったということであろう。

(1) 火災保険の例—総合補償化

自由化以前をみると、高度の経済成長期においては、保険販売も自然増の状況にあったが、経済成長が鈍化あるいは停滞期に移行すると状況は一変する。さらに、それまでの担保事故の発生リスクが、事故予防対策の普及

により徐々に低下する傾向が強まり、料率の引下げにつながる。従来の横並び商品体制を前提にすれば、保険料収入の減少とならないよう、営業力に依存せざるを得ない状況にあった。

この課題への対応として、火災保険分野では自然災害をはじめとして総合補償化が進められ、その典型事例として1984（昭和59）年の住宅火災保険等の改定がある。それまで住宅火災保険は「火災」が担保の中心であり、住宅総合保険はさらに「自然災害」やその他のリスクも担保するという位置づけであった。その「火災」の危険率の減少に伴い、住宅火災保険の料率の引下げの可能性が当初指摘されたが、引下げでなく、同水準の料率で、火災危険率と相関の高い「風・ひょう・雪災」を担保対象事故に追加し、さらに火災と同等の支払算式とした（企業向けの普通火災保険も同様）。同時に住宅総合保険は水災補償等を充実させ、より総合補償性の高い商品とし、

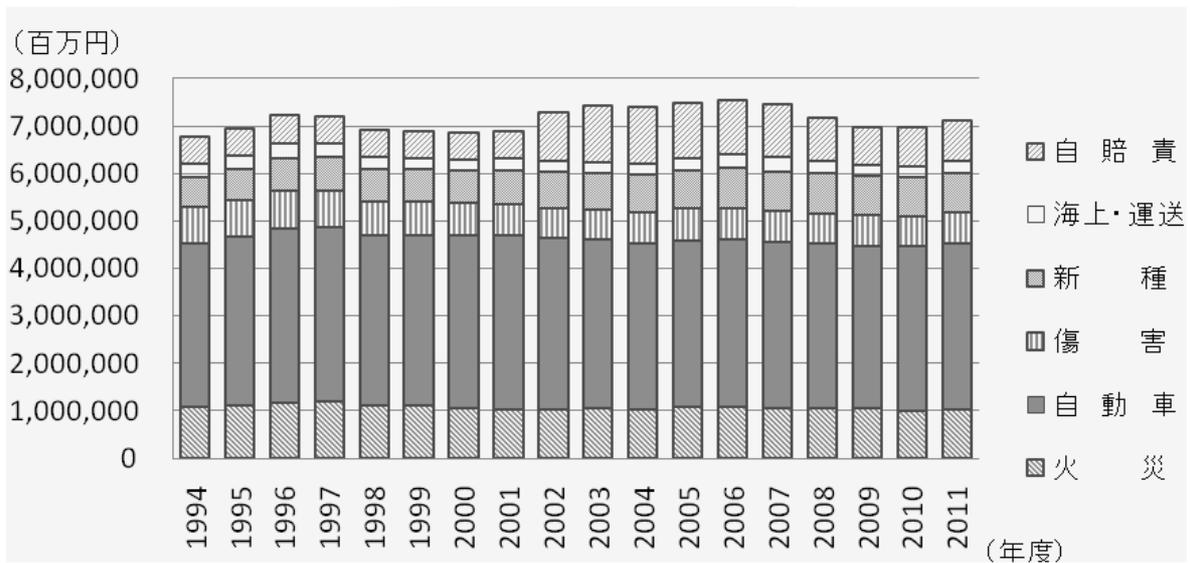
収保維持を図った。

※ このように火災保険分野においても、風・ひょう・雪災を水災に先行して拡充するなど、可能なものから担保対象事故に追加し、算式等も細分化したことから、分かり難さが指摘されるようになった。この反省を踏まえ、2010（平成22）年に各社とも、支払算式を統一する新商品を販売するに至った。（経緯の概念図を図3として後掲。）

(2) 自動車保険における高付加価値化

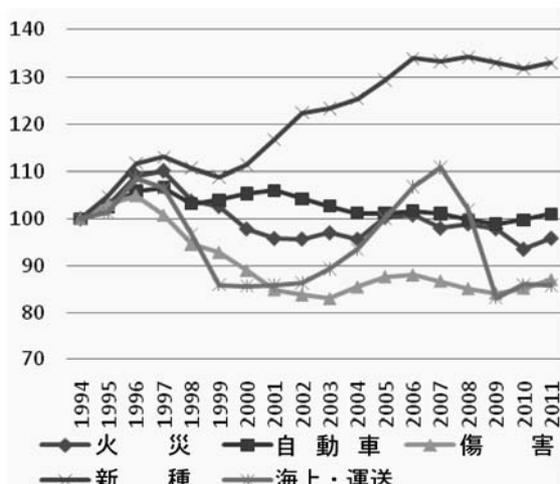
1998（平成10）年の保険自由化（算定会料率使用義務の撤廃・激変緩和措置2年間）以降においては、価格競争に突入し、価格低下をもたらすという予測が当時の一般的な見方であった。ところが、大手損保会社が、加害者・被害者のいずれとなっても関係なく補償されるという「人身傷害補償保険」をはじめとした高付加価値路線の戦略を打ち出し、各社とも追随しつつ、他社との差別化も図りな

(図1) 正味収入保険料の推移



(出典) 日本損害保険協会ホームページより作成

(図2) 正味収入保険料の推移
(1994年度=100)



(出典) 図1のデータに基づき作成

がら様々な各種特約・費用給付等を付加し、収保の維持に努めた。

これにより、(図1)・(図2)のとおり、自由化前後で大きな減少は回避され、特に自動車分野は一時的に微増となった。

このように、護送船団体制の崩壊という事態に直面し、損保各社はそれまでの営業力最優先の経営方針から、独自のリスク分析・ニーズ反映・商品開発力が試されることとなった。加えて、1年契約が大半という損害保険の特性もあり、契約のつなぎ止めのために、数多くの補償を短期間で開発する必要に迫られた。結果的に商品内容が複雑化し、現場での理解が追い付かず、不払等の問題につながったというのが実態であろう。

4. 不払問題後の対応—分かりやすさ追求と補償体系の再整理—

保険不信を招いたともいわれる不払問題により、各社に業務改善命令が発出されたのが

2005(平成17)年11月であった。各社とも不払案件調査と追加支払業務に時間が割かれることとなり、さらに翌2006(平成18)年には火災保険における構造区分の適用誤りによる保険料過徴収問題が発覚した。

2006・2007年には、一部の社に業務停止命令および新商品認可申請の禁止命令が発出され、営業活動自体が困難なものとなり、2009(平成21)年度頃まで家計分野を中心に減収となった(図2参照)。

(1) 商品の簡素化・付随給付の整理

こうした状況を受け、商品開発面では「分かりやすさ」を追求する視点で体系の再構築が進められ、複雑化した特約・付随的な給付の削減や統合・整理が行われた。また、保険料区分の簡素化、複雑な割増引規定の見直し等が行われた。

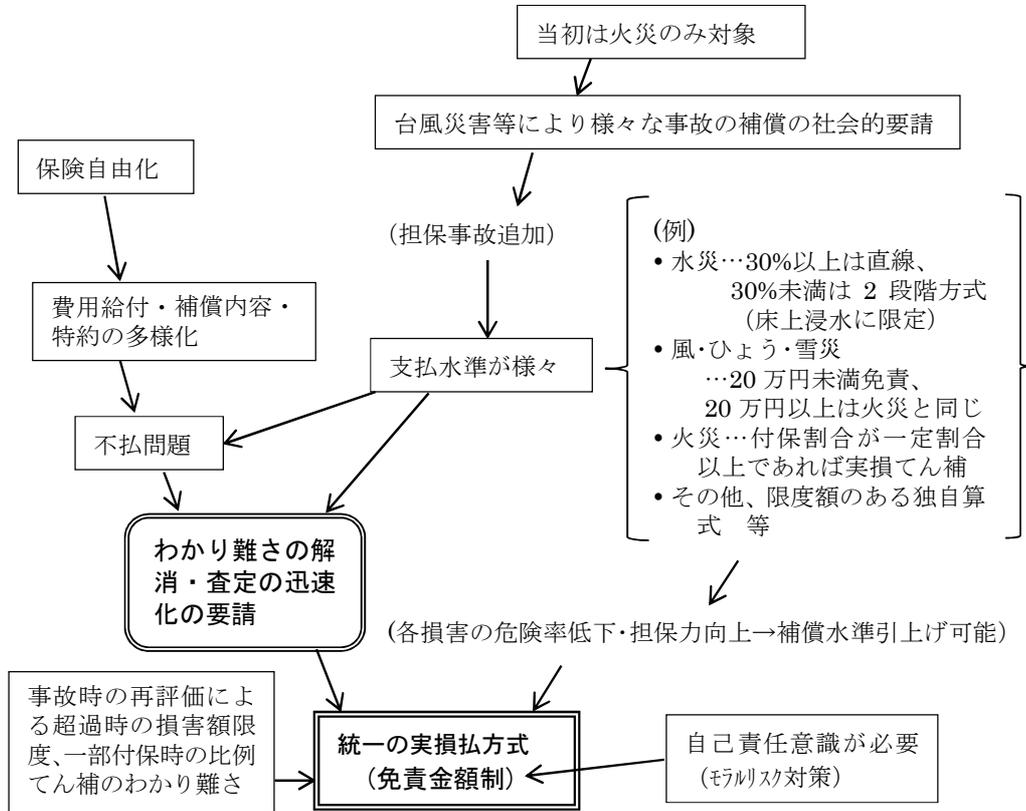
たとえば自動車保険においては、2008(平成20)年に、特約数が当時の大手6社の合計で613設定されていたものが、363へと約4割削減されている。

(2) 火災商品分野の抜本改定

火災商品についても、料率の構造区分簡素化等とともに、住宅火災、住宅総合、団地保険等に分かれていた体系を一本化し、それまで事故種別ごとに異なり分かり難かった保険金算式を、基本的に「実損害額－免責金額」方式に統一した商品を2010(平成22)年1月、各社発売した((図3)に統一化に至る経過を記載)。

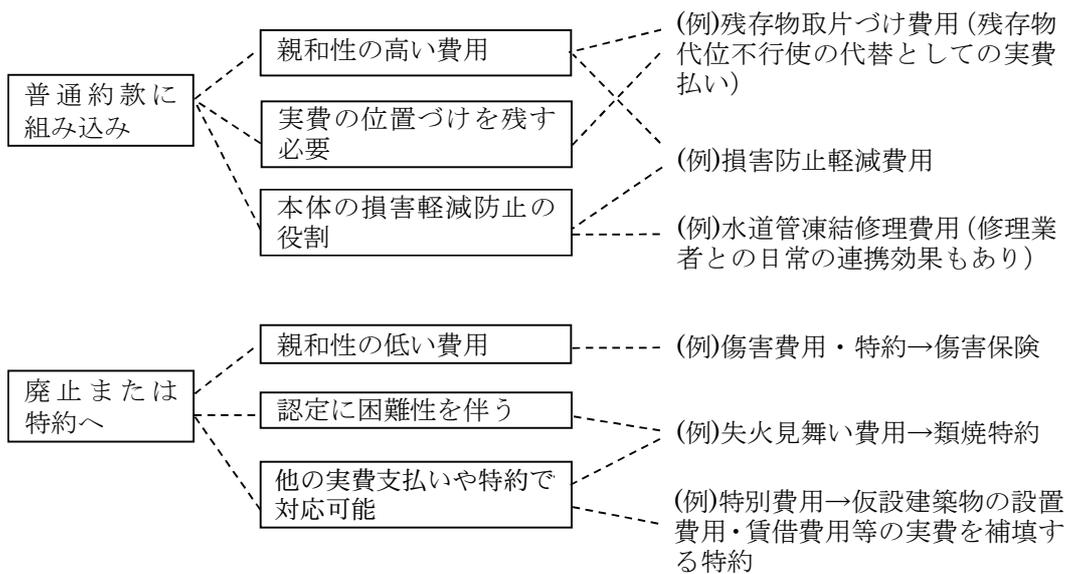
この改定においても、費用保険金等の各種付随給付を、契約者の納得度を高める視点で再構築している。各社ごとにやや相違があるものの、本体の損害保険金との親和性の程度

(図 3) 支払方式の実損てん補方式への統一化に至る経過



(出典) 筆者作成

(図 4) 費用保険金給付の再整理の考え方



(出典) 筆者作成

等に応じ、普通約款へ組み込んだもの、廃止したもの、代替特約に統合したもの等、概ね（図4）のような考え方で再整理がされている。（他の保険種目でもこの考え方に準じた整理がなされている。）

（3） 保険法による保険金額設定の自在化と商品設計の柔軟化

また、2010（平成22）年4月施行の保険法で明確化された点への対応として、「契約時に約定した保険価額での支払い」が挙げられる。従前より、一般的な火災保険商品では罹災時に保険価額の再評価を行うことを基本としていた。このため、保険契約締結後に保険価額の変動により、保険金額を下回る支払いとなったり、一部付保となって損害額を縮小てん補したりするなどの問題が指摘されていた。

この点に関して、旧商法が「保険金額が保険価額を超過した時は無効」としていたものを、保険法では「保険契約の締結時において超過であっても有効」とし、契約者が締結時に善意で重過失がなかったときに契約者が当該超過部分を「取り消し」できるのみとした。また、「約定保険価額があるときは、てん補額は当該約定保険価額によって算定する（これが損害発生時の保険価額を著しく超えるときは当該保険価額による）」旨が法定された。

この考え方は、保険法制定にあたって被保険利益の概念に関して様々な議論がなされた末の結論でもあり、損害てん補という基準を狭義に捉えるのではなく、不当利得招致等の課題が排除されるなどの対策が施されていれば柔軟な支払基準が許容されるという価値判断を重視する思想が根底にあるといっても過言ではないと思われる。

各社とも、このような柔軟な理念に基づいた視点により、保険金額が保険価額を一定割合まで超えても締結可能として、物損害との判別の難しい諸費用を含めて一括支払いしたり、損害発生時の価額査定を省いて約定保険価額によって支払うなどして、契約者にとって簡明な制度としている。

このことは、今後、火災分野の保険金額設定にとどまらず、損害保険分野全般において、被保険利益を柔軟に捉えての商品開発・設計が進む方向性を示唆するものといえよう。

5. 合理的な補償志向対応と事業費削減策

（1） IT化の進展に即した合理的な補償志向対応

近年、消費者の商品選択手段として、インターネット等が多く活用されるようになった。このことは保険についても例外ではなく、分かりやすさ追求の延長として、端末画面の上での「見える化」がポイントとなってくる。また、従来の商品が前述のように高付加価値路線によるもので、その路線を踏襲したうえでの簡明さ追求であった感が強い。不要なリスク補償まで担保対象に組み込まれ、保険料を無駄払いしているという消費者の意識が強くなっている傾向がある。

したがって、昨今の消費者の所得減少・低価格志向に対応するものとして、従来の総合補償商品を単品に区分し、組み合わせの自在化により、合理的な補償内容を選択するニーズに対応できるよう商品体系を見直す動きがみられるようになっている。

また、オールタイムの補償が一般的であっ

たが、生活の多様化により必要な時だけ簡単にネット等で加入したいというニーズも生じており、特に若年層の自動車離れに対応して、1日単位で加入する保険^(注)が代表例として注目されている。

(注) 運転者年齢制限等により、同居であっても対象とならない若年層等が、予め必要な情報を登録しておき、クルマに乗る時だけスマホ等で申し込み、保険料は通信料金に含めて引き落とされるという商品。従来型の総合補償商品に切り替える場合には加入日数に応じて無事故優遇を受けることができ、将来的な取り込みを狙いとした商品で、延べ日数実績を大きく伸ばしている。

ネット活用という点では、契約申告情報の少ない傷害保険等の第三分野も、昨今の消費者のライフスタイルの多様化に対応し、代理店扱い商品と棲み分けを図って、ネット用に特化した様々なリスクを対象とする商品の開発が見込まれる。

(2) 手続きの簡便化に資する商品体系

自由化により付加率が個社ごとの経営努力に依存することとなり、特に大きな比重を占めてきた事務経費を削減するため、各社ともシステムの標準化を進めている。

種目別・営業支社ごとにバラバラな傾向があったシステムを、代理店システムとの一体化と合わせて統合を進め、試算から申込書作成、計上まで一貫したオンライン処理を可能とし、顧客情報の一元管理まで進められている。

このシステムの標準化が商品の単品化と組み合わせの自在化を可能としているといえよう。大手某社では、代理店のタブレット等で、

顧客単位で担保分野ごと（火災・自動車・傷害・賠償……）の加入状況が一目で分かり、未加入種目の契約内容を画面で確認し、申込みの意思表示をするのみで、サインレス・キャッシュレスで締結可能な段階に至っている。

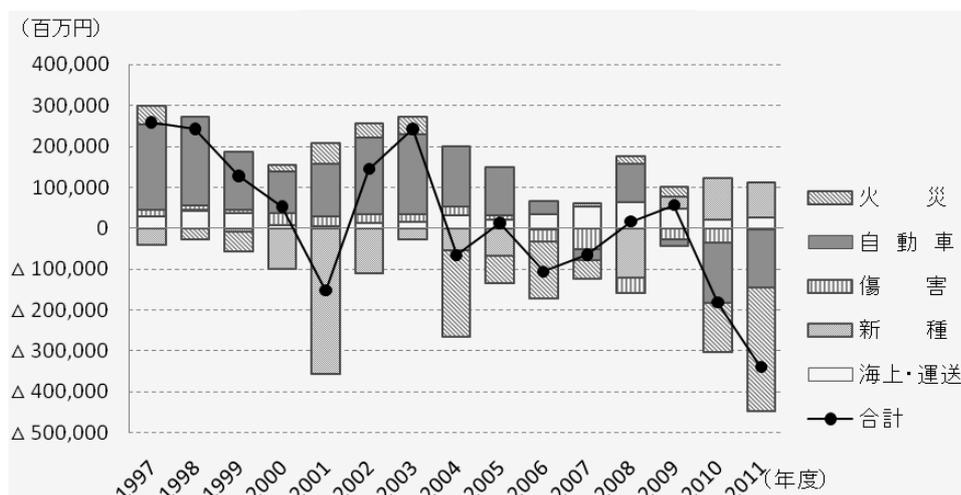
6. 自動車分野の損害率改善対策と今後の方向性

自動車分野は、損保業界全体の収入保険料の過半を占めており、(図5)に種目別の保険引受利益の変遷を示したが、従来は安定的に利益を計上してきた。しかしながら、コンバインド・レシオ（損害率+事業費率）が最近数年は100%を上回り、引受利益もマイナスとなるなど、同分野は改善策が必要とされている。

高齢者ドライバーの増加への対応として年齢別料率を導入するとともに、事故を起こした契約者の保険料負担が重くなる「ノンフリート等級別料率制度」が導入され、一時的に好転したものの、若年層のクルマ離れや自賠責保険料の引上げ等による販売減少が見込まれ、今後も厳しい収益環境が予想される。自動車取得税の廃止方針についても、自動車税制全体に関して不透明感が強い。

前述の1日単位の商品など、合理的な補償の工夫がなされると考えられるが、今後、カーシェアリングの増加や電気自動車にみられる、言わば生活日用品としての使われ方等が将来的には想定されるとの見方があり、「車種」単位での締結・料率設定でなく、「使用者」や「使用形態」に従来以上に着目した商品設計が趨勢になると考えられる。

(図5) 種目別 保険引受利益の変遷



(出典) インシュアランス損害保険統計号より筆者作成

7. 新規リスク・未開拓分野への展開

(1) 賠償責任分野等の拡大

経済の高度化、科学技術の日進月歩に伴って、企業活動は多様なリスクにさらされ、IT化、ハイテク化、環境・エネルギー問題等に伴う新たなリスクに対応する商品が漸次開発されている。

特に、賠償責任分野が顕著で、消費者の権利意識の高まり、法的責任にかかる立法動向^(注)等により、商品を改定・開発し、販売を伸ばしている。

(注) 主な動向として、株主代表訴訟制度活用のための商法改正(1993年)、製造物責任法(1995年)、消費者契約法(2001年)、個人情報保護法(2005年)、住宅瑕疵担保履行法(2009年)の施行等がある。

ここで特筆すべき点は、従来の賠償責任保険の改定にとどまらず、付随して生じるリスクをてん補する商品が伸長したことである。たとえば賠償責任発生時の利益損害をてん補

する保険の拡販や、生産物の回収費用をてん補する保険等が新たに開発・販売されている。損保業界として、企業リスクの総合補償型保険に従来以上に重点を置く方向にあるといえるであろう。

我が国における損害保険の従来の対象は家計分野が中心で企業分野における損害保険の普及率が低い。家計分野の保険付保の飽和感が増してきていることもあって、(図2)で明らかとなっており、賠償責任分野等の新種保険種目は増収基調にある。引受利益についても(図5)のように利益寄与度が見込まれる種目となりつつある(過去における新商品拡販期には、賠償責任保険のてん補額の不確実性もあり、支払備金繰入額が大きく(2001年は顕著)、負の計上となっていた。)

今後も成長が期待される商品分野と考えられるが、新種であるだけにリスクの不安定性・不確実性が高く、アンダーライティング実務におけるノウハウの醸成とともに、「事

前の事故防災」の視点で、保険対象リスクの評価と改善策の提案を組み込んだ新商品が開発される傾向が強まるであろう。

(2) 派生商品のメリットと課題

以上のように、新規リスクの補償においては、実務の蓄積が不十分なため、損害額の査定面で技術的にも時間的にも負荷がかかるというのが悩ましい点である。

そこで最近注目されているのが金融派生商品とされる保険デリバティブである。指標となる数値をあらかじめ設定し、その値を超えたり下回ったりした場合に所定の金額を支払うものであり、設計にあたっては既存のデータを活用でき、支払判断は観測値等により容易に可能となる点で、異常気象等、自然現象などに係わる企業リスクを中心とした保険の代替機能を持つ。

支払いの迅速性ととともに、客観性に優れることから契約者の理解も得られやすい商品とされているが、ベースリスク（実際の損害額と支払額の乖離のリスク）が生じる可能性があり、普及につれてこの商品を旧来型の商品に代替することの是非が議論される懸念もあり得る。特に、今回の大震災のように、想定されていなかった規模の甚大な津波被害や、広範囲のサプライチェーン寸断などの付随的な利益損害を受けると、単純に地震の規模と震源の距離のみで支払基準を設定する商品が顧客のニーズに即したもののなにかという問題が生じる。支払基準を細分化していくと、結果的には従来型のような実損てん補型のメリットが強調される結果となりかねず、損害保険業界で取り扱う妥当性の議論に発展しかねないことが留意点であろう。

(3) 金融審議会における共同行為の議論

新規リスクの開拓に関連して触れておく必要があるのが金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」での「共同行為」の議論である。

すなわち、個社ごとでの引受けが難しい不確実性の高いリスクに関して、共同で引き受けリスク分散し、データを蓄積して最終的に合理的な価格形成・個社ごとの引受けにつなげることができるよう、新規リスクに関する事業の設立に関する手続きを簡素化するという議論である（現行は航空、原子力、自賠責、地震の4事業）。

現在、パンデミックリスク・IT化に伴う多様なリスク等、具体的なイメージや独禁法上の課題等が議論されている（第6回・平成24年11月12日時点）段階であるが、社会的に必要とされる未知のリスク補てんの円滑化に資する結論が期待される。

おわりに

前述したような被保険利益概念の柔軟性を活用して、新しい発想の新商品の誕生が見込まれる。今後も、自由化の延長として事業費の軽減と収保の維持に主眼を置いた開発方針がとられると考えられるが、それを優先するあまり、「実損てん補」という損害保険の基本から乖離する懸念がないわけではない。

勿論、損害額の査定にあたって、火災分野の「実損てん補」型商品などは、保険金額の付保割合に関係なく、消費税引上げ等の影響を直接受けやすくなるという問題もある。各分野で料率引上げの可能性が高まろう。

この点を認識したうえで、消費者の立場からいえば、実際の損害額の評価に基づいたてん補を受けることが、損害保険への通常の期

待と思われる。このことは共済分野にも共通する基本的な原点として、今後も押さえておく必要がある。

また、単品化で補償内容を見えやすくするとともに、不担保を自由に選択可とする商品体系を指向していることは、自由化を発端とした利便性向上をもたらしている点では評価できる。合理的な補償を求める消費者ニーズにも応えるものであるが、反面、真に必要な補償の提供が疎かにならないかという懸念も否定できない。個々人で見れば、明らかに不要なリスクがある一方で、大震災の教訓から、これまで想定外とされた不可抗力的なリスクが現実化する状況にもある。

後者のような不確定要素が強く、連帯しての救済意識が醸成されやすいリスクについては、金融審議会で審議中の「共同行為」等の論議にもあるように、社会全体でのいわば「社会保障」的な保障提供を、「共済」の利用者も含めて、オールジャパンの視点で標準化する方向性も検討すべきではないだろうか。その場合に民間団体は「査定等の実務」のノウハウを備えており、公的性格の保障を現場で実際に機能させる役割を発揮するために存在意義があるという点を押さえておく必要がある。

自由化により、商品・料率の細分化が極度に進行した点を総括し、損害保険・共済の社会的な役割を再認識する好機を迎えていると思われる。

(平成25年1月23日 記)

(参考文献・資料)

- ・「日本損害保険協会ホームページ」統計ページより「保険種目別データ」
- ・「インシュアランス損害保険統計号」(保険研究所)(1998年版～2012年版)
- ・金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」各会資料・議事録
- ・「損害保険ビジネス」(金融財政事情研究会)(平成22年5月10日)
- ・「週刊東洋経済 生保・損保特集(2012年版)」(東洋経済新報社)
- ・各社ホームページ ニュースリリース・商品案内等